

亘理町公共施設等総合管理計画（概要版）

平成 29 年 3 月策定（令和 5 年 3 月改訂）

公共施設等総合管理計画とは

【目的】

人口減少や少子高齢化の進行、利用者ニーズの変化、依然として続く厳しい財政状況のなか、公共施設等の現状や課題を把握し、長期的な視点のもと、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

このため、公共施設等のマネジメントを推進し、その機能を維持しつつ、総合的かつ計画的な管理を推進するため、「亘理町公共施設等総合管理計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

【計画対象施設と計画期間】

本計画で対象とする公共施設は、本町が所有する公有財産のうち、庁舎などの公共建築物のほか、道路、橋りょう、上下水道施設などのインフラ施設を対象とします。

また、長期的視点に立った公共施設等の管理を推進するため、全体の計画期間を平成 29（2017）～令和 38（2056）年までの 40 年間とし、概ね 10 年単位に見直すことを基本とします。

全体計画期間 平成 29（2017）年度 から 令和 38（2056）年度 ： 40 年間

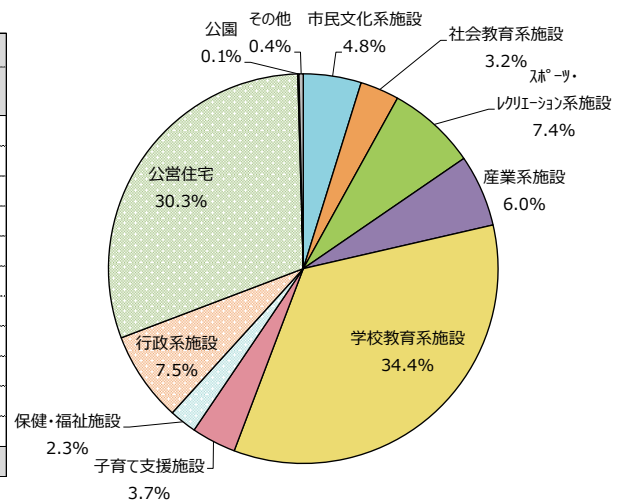
初期計画期間 平成 29 年度（2017 年 4 月） から 令和 8 年度（2027 年 3 月） ： 10 年間

公共施設等の現状と課題

【公共施設】

令和 2 年度末時点で本町が保有する公共施設（建築物）は 103 施設で、総延床面積 161,071 ㎡（いちごハウス分 245,442 ㎡除く）です。最も延床面積が多いのは学校教育系施設で 34.4%、次いで公営住宅が 30.3%となっています。

大分類	H27		R2		差分	
	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	12	7,345	12	7,743	0	398
社会教育系施設	2	5,216	2	5,207	0	-9
スポーツ・レクリエーション系施設	13	11,162	18	11,903	5	741
産業系施設	14	10,003	13	9,615	-1	-388
学校教育系施設	11	55,338	11	55,365	0	27
子育て支援施設	10	6,075	10	5,958	0	-117
保健・福祉施設	4	1,500	4	3,656	0	2,156
行政系施設	15	1,973	7	12,053	-8	10,080
公営住宅	12	48,255	12	48,841	0	586
公園	8	260	6	159	-2	-101
その他	4	72	8	570	4	498
計	105	147,199	103	161,071	-2	13,872

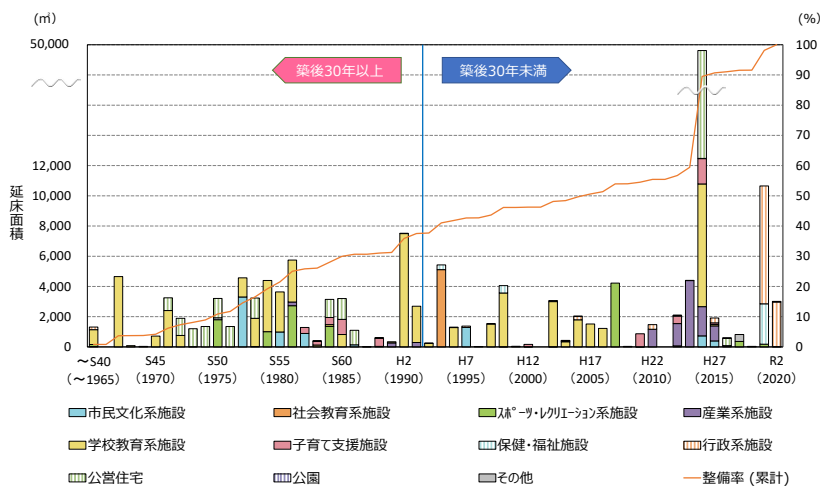


【インフラ施設】

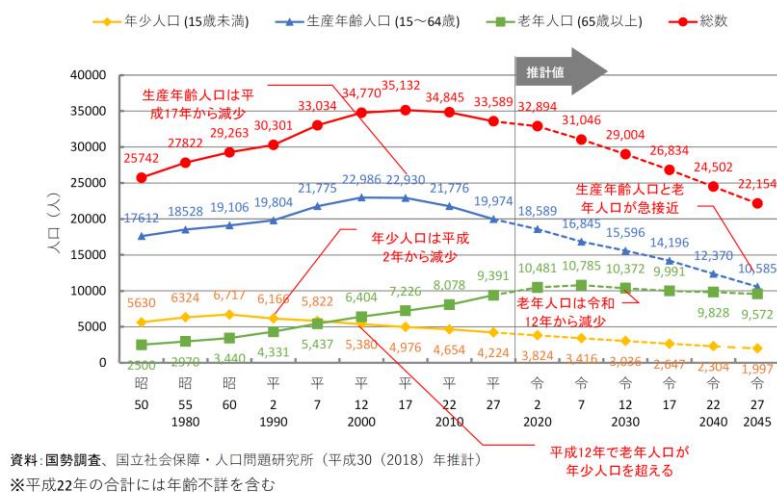
令和 2 年度末時点で本町が保有するインフラ施設は道路 454,883m、橋りょう 395 橋などです。

道路	一級路線 53,169m 二級路線 27,540m その他町道 367,014m 農道 2,465m 林道 4,695m
橋りょう	町道橋 393 橋 農道橋 1 橋 林道橋 1 橋
上水道	管路 279,584m
下水道	管路 195,772m

【年度別整備延床面積】



【人口推移 (推計)】

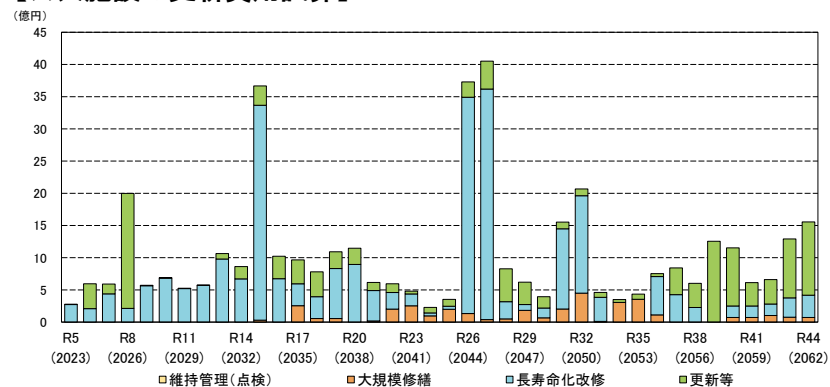


本町の公共施設 (建築物) 昭和 45 年度から昭和 60 年度にかけて集中的に整備されています。平成 24 年度以降は震災復興関連の事業として、産業系施設の再建、公営住宅の建設、長瀬小学校・荒浜中学校及び役場庁舎の再建を行いました。**建築から 30 年以上経過している建物は 61,162 ㎡ (37.7%) となっています。**

本町の人口は、これまで増加傾向で推移していましたが平成 22 年以降減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、**将来人口は今後も減少し、令和 27 年には 22,154 人となり、町全体の 43.2% が 65 歳以上となり、生産年齢人口 1.11 人で 1 人の老年人口を支えることとなります。**

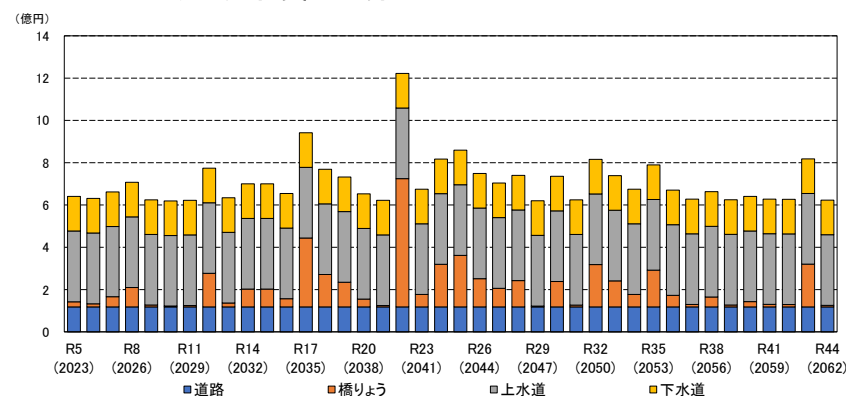
公共施設等の将来見込み

【公共施設の更新費用試算】



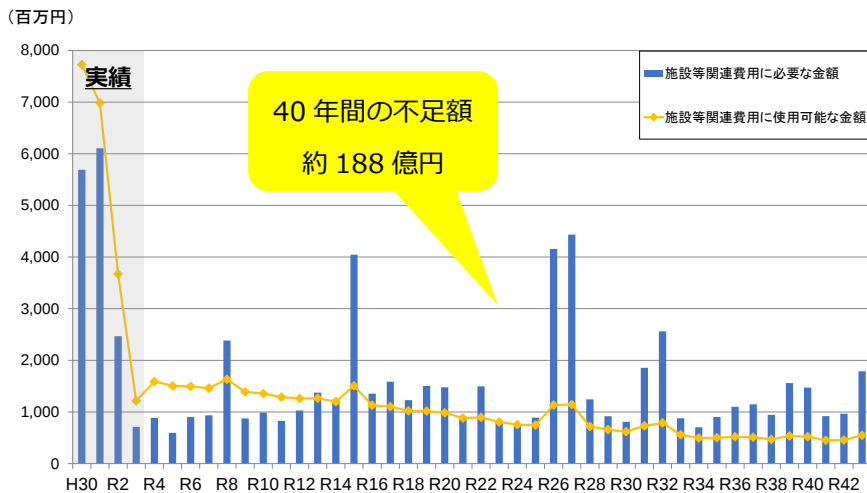
個別施設計画等に基づき長寿命化を実施した場合の**公共施設の更新費用は、40 年間で 419.1 億円 (平均 10.5 億円/年) です。**

【インフラ施設の更新費用試算】

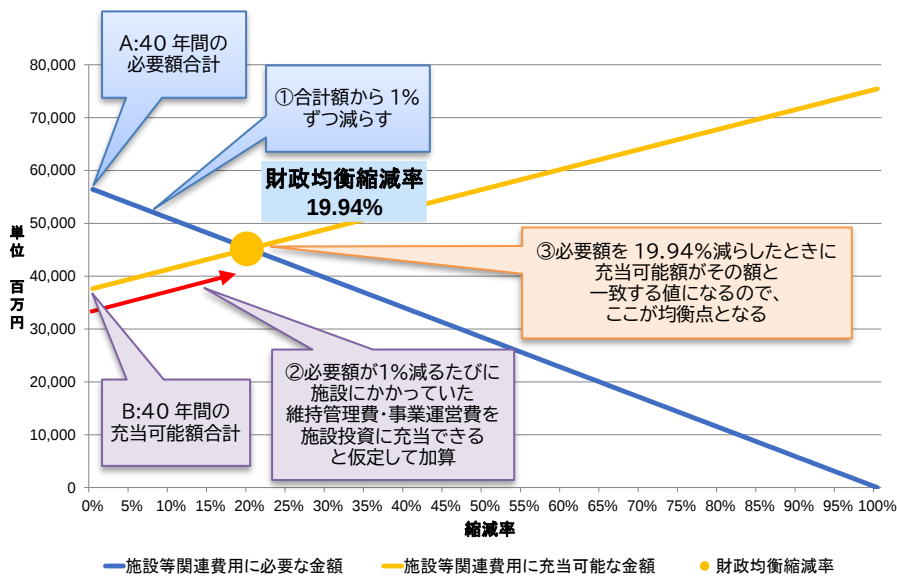


「水道事業経営戦略」及び「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき投資予定の金額を充当した場合や個別施設計画等に基づき長寿命化等を実施した場合の**インフラ施設の更新費用は、40 年間で 283.8 億円 (平均 7.1 億円/年) です。**

【公共施設等の中長期的な経費の見込み】



すべての公共施設等を維持管理・修繕・更新等する場合、公共施設（建築物）419.1億円とインフラ施設283.8億円で702.9億円が必要となりますが、独立採算制度を採用している上水道及び下水道を除くと、564億円（A）が必要となります。また、財政シミュレーションの結果、376億円（B）の財源が充当できると算出され、今後40年間で188億円（B-A）、年平均4.7億円の更新財源が不足すると見込まれます。



公共施設等の維持更新に係る財源不足額を解消するために必要額564億円と充当可能額376億円の均衡点を求めると財政均衡縮減率は19.94%となります。これは、必要額を112.4億円縮減した時に充当可能額で賄える金額規模になることを表しています。これをインフラ以外の公共施設のための面積で換算すると24.13%（38,870㎡）の削減率となります。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等に関する基本的認識を踏まえ、町の人口予測や町民ニーズ、財政状況の見通しなどを踏まえながら、公共施設等を効果的・効率的に運用するために、公共施設等の管理に関する基本方針を定めます。

- ① 施設の複合化や統廃合による「施設保有量の最適化」と「適正配置」
- ② 計画的な点検・診断の実施と予防保全型維持管理の推進による「施設の長寿命化」
- ③ 管理手法の見直しや民間活力の導入による「管理コストの削減」
- ④ 遊休資産の積極的な利活用や譲渡による「財源の確保」

【計画期間における縮減目標】

- ① 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図るものとし、原則として新規施設は建設しない。止むを得ず新設する場合は、同等の面積以上の施設を縮減する。
- ② 既存施設の更新（建替え）にあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、既存施設を活用した複合施設を検討する。なお、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らない。

【実施方針】

① 点検・診断等の実施方針

施設の安全性を確保するために、点検・診断を日常的に及び定期的に実施し、計画的な改修や修繕を行い、施設の機能維持に努めます。

インフラ施設については国や県などが定めた点検・診断等に係る各種指針に従い、適切な点検・診断等を実施し、長寿命化計画の策定に活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

計画的な「予防保全型」の維持管理へ転換を図り、予期しない不具合の発生や、修繕にかかる時間や費用を抑え、施設利用者の安全で快適な利用環境の維持、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

施設の更新・大規模改修については、施設ごとの適正配置等を検討するとともに、老朽化等の施設の状況、耐用年数及び施設の利用状況等を総合的に判断し実施します。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果において危険性が認められた施設等については、町民の安全を第一に考え、早期の改修工事等を行い、人損や物損の防止に努めます。

用途を廃止し、老朽化が著しい建物については、事故等を防止するために解体撤去を進めます。

④ 耐震化の実施方針

亘理町耐震改修促進計画に基づき、公共施設等の耐震化に取り組んでおり、学校教育系施設などの多数の者が利用する特定建築物や、集会所などの防災上重要な建築物については耐震化率が100%となっています。

今後も、他の公共施設について、施設の重要性や劣化状況等の個別事情を踏まえつつ、耐震診断・耐震改修を計画的に実施します。

⑤ 長寿命化の実施方針

今後も長期的に継続して使用する施設については、「予防保全型」の考え方に基づき、計画的な維持管理・修繕を実施し、長寿命化を図ります。

長寿命化計画（個別施設計画）を策定済みの施設については、本計画との整合を図りながら長寿命化等の対策を進めます。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザイン7原則である「公平性」「自由度」「単純性」「分かりやすさ」「安全性」「省体力」「スペースの確保」を踏まえ、改修や建替え等を行う際には、誰もが使いやすいことを目指し、エレベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの設置、ピクトグラムを使った案内表示などを考慮した施設整備を行います。

⑦ 脱炭素化の推進方針

本町では、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を令和4年2月に宣言しました。脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を計画的に実施します。

公共施設においては、環境負荷低減や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入等を推進していきます。

⑧ 統合や廃止の推進方針

統合や廃止の実施にあたっては、施設が町民に提供している行政サービスの必要性について考慮した上で、施設の利用状況や費用対効果、老朽化の状況等を精査し、地域住民との合意形成を図りながら進めます。

今後も必要な施設の更新においては、施設の複合化や多機能化について検討するほか、まちのにぎわいづくりや利便性を考慮するなど、まちづくりの観点も含めた施設の再編を推進します。